

宗像市国民保護計画

令和5年4月

宗像市

目 次

第1章 総 論

第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等	5
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	5
2 市国民保護計画の構成	6
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	7
4 用語の定義	7
第2節 国民保護措置に関する基本方針	8
第3節 関係機関の事務又は業務の大綱等	10
第4節 市の地理的、社会的特徴	16
第5節 市国民保護計画が対象とする事態	21
1 武力攻撃事態	21
2 緊急対処事態	21

第2章 平素からの備えや予防

第1節 組織・体制の整備等	23
第1 市における組織・体制の整備	23
1 市の各部・局等における平素の業務	23
2 市職員の参集基準等	25
3 消防機関の体制	28
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	28
第2 関係機関との連携体制の整備	30
1 基本的考え方	30
2 県との連携	30
3 近接市町村・消防本部との連携	31
4 指定公共機関等との連携	31
5 ボランティア団体等に対する支援	37
第3 通信の確保	39
第4 情報収集・提供等の体制整備	40
1 基本的考え方	40
2 警報等の伝達に必要な準備	41
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	42
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	43
第5 研修及び訓練	44
1 研修	44
2 訓練	44

第2節 避難、救援に関する平素からの備え	47
1 避難に関する基本的事項	47
2 避難実施要領のパターンの作成	48
3 救援に関する基本的事項	49
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	49
5 避難施設の指定への協力	50
第3節 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	51
1 生活関連等施設の把握等	51
2 市が管理する公共施設等における警戒	52
3 武力攻撃原子力災害等に備えた体制整備	52
第4節 物資及び資材の備蓄、整備	54
1 市における備蓄	54
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	54
第5節 国民保護に関する啓発	56
1 国民保護措置に関する啓発	56
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	56

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	57
1 事態認定前における市緊急事態連絡室の設置及び初動措置	57
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	59
第2節 市対策本部の設置等	60
1 市対策本部の設置	60
2 通信の確保	67
第3節 関係機関相互の連携	69
1 国・県の対策本部との連携	69
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	69
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	70
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	70
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	71
6 市の行う応援等	71
7 自主防災組織等に対する支援等	72
8 住民への協力要請	73
第4節 警報及び避難の指示等	74
第1 警報の伝達等	74
1 警報の内容の伝達等	74
2 警報の内容の伝達方法	75

3 緊急通報の伝達及び通知	77
第2 避難住民の誘導等	78
1 避難の指示の通知・伝達	78
2 避難の方法の基本的考え方	78
3 市街地における住民の避難等	81
4 避難実施要領の策定	83
5 避難住民の誘導	89
6 病院等の施設の管理者の責務	95
7 被災地等における安全確保等	95
第5節 救援	96
1 救援の実施	96
2 関係機関との連携	97
3 救援の内容	97
第6節 安否情報の収集・提供	98
1 安否情報の収集	98
2 県に対する報告	99
3 安否情報の照会に対する回答	99
4 日本赤十字社に対する協力	100
第7節 武力攻撃災害への対処	101
第1 武力攻撃災害への対処	101
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	101
2 武力攻撃災害の兆候の通報	101
第2 応急措置等	102
1 退避の指示	102
2 警戒区域の設定	103
3 応急公用負担等	104
4 消防に関する措置等	104
第3 生活関連等施設における被災への対処等	107
1 生活関連等施設の安全確保等	107
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	107
3 石油貯蔵施設等に係る武力攻撃災害の発生防止	108
第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等	109
1 武力攻撃原子力災害への対処	109
2 N B C攻撃による災害への対処	111
第8節 被災情報の収集及び報告	114
第9節 保健衛生の確保その他の措置	115
1 保健衛生の確保	115
2 廃棄物の処理	116

第10節 国民生活の安定に関する措置	117
1 生活関連物資等の価格安定	117
2 避難住民等の生活安定等	117
3 生活基盤等の確保	117
第11節 赤十字標章等および特殊標章等の交付及び管理	119
 第4章 復旧等	
第1節 応急の復旧	122
1 基本的考え方	122
2 ライフライン施設の応急の復旧	122
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	123
第2節 武力攻撃災害の復旧	124
第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等	125
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	125
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	125
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	126
 第5章 緊急対処事態への対処	
1 緊急対処事態	127
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	127
 資料編	
1 関係機関の連絡窓口	128
2 自治区域	130
3 用語の定義	131
4 安否情報省令	132
5 避難実施要領のパターン例	140

第1章 総論

第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等

宗像市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、宗像市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 国民保護法上の市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下、「対処基本方針」という。）が定められたときは、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成29年12月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

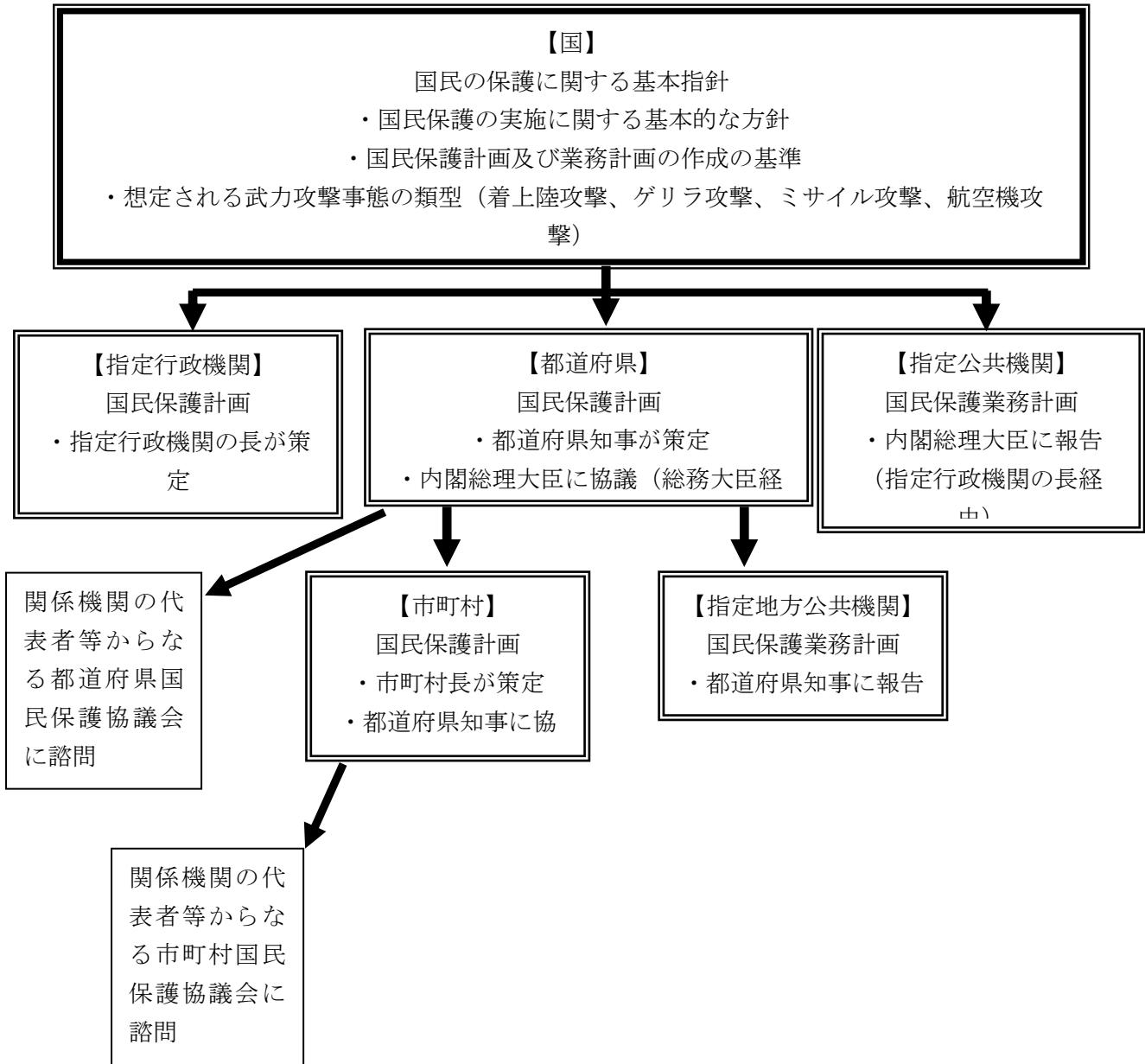
(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

「基本指針」、「国民保護計画」及び「国民保護業務計画」の構成



2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各章により構成する。

- 第1章 総論
- 第2章 平素からの備えや予防
- 第3章 武力攻撃事態等への対処
- 第4章 復旧等
- 第5章 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不斷の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、資料編に記述する。

第2節 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(2) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、福岡県（以下、「県」という。）及び近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(3) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(4) 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(5) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(6) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

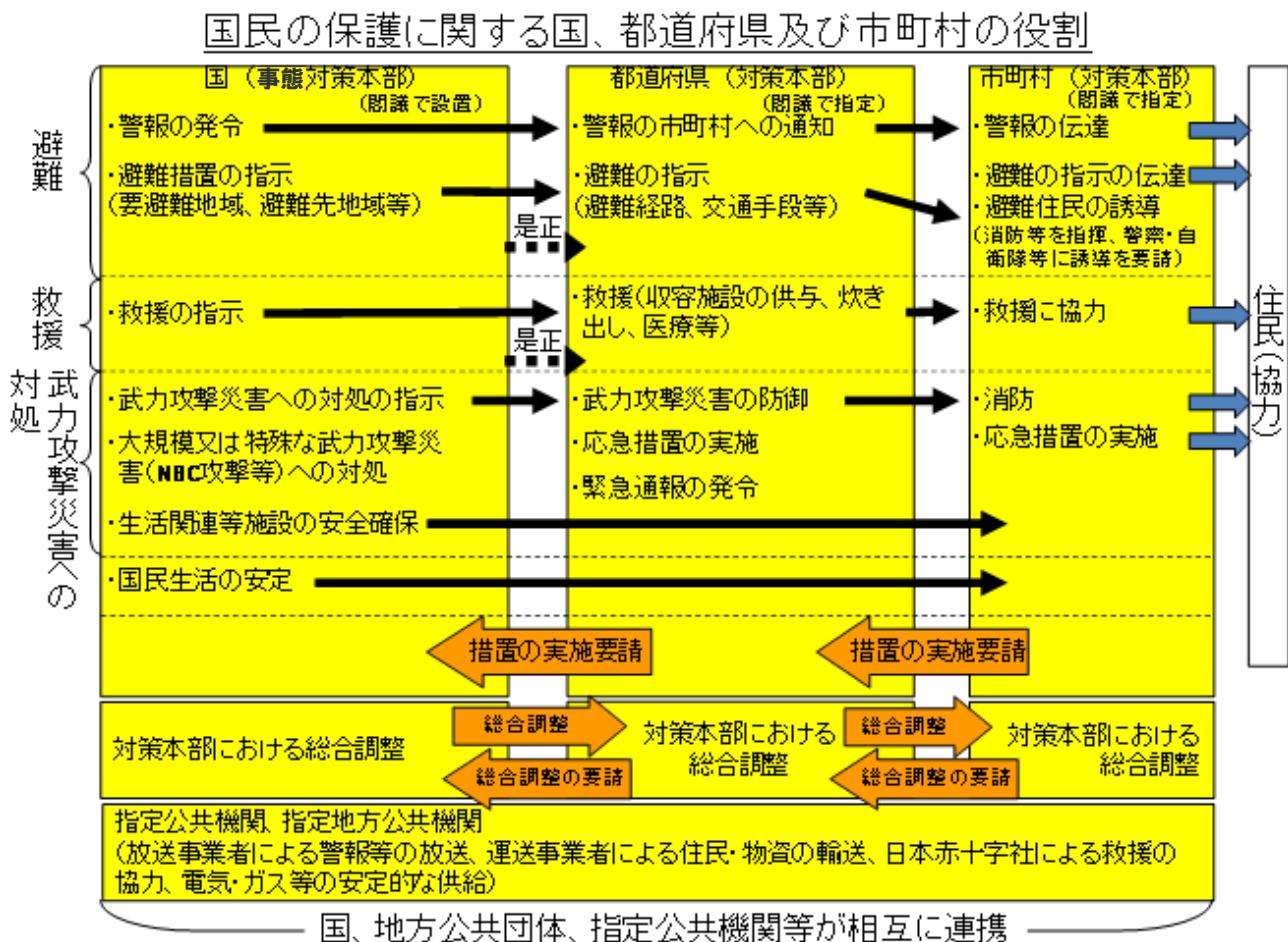
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性尊重その他の特別な配慮
市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※ 【外国人への国民保護措置の適用】

国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3節 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。



宗像市を管轄する各国民保護関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部等組織の設置、運営4 組織に係る整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他住民の避難の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 生活必需品、応急食糧等の備蓄8 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施9 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像地区消防本部	<ol style="list-style-type: none">1 被災に関する情報収集、伝達2 消防活動3 救助・救急活動4 避難住民等の誘導5 行方不明者の調査6 その他緊急対処事態対策本部長が要請する応急対策

消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市消防団	<ol style="list-style-type: none">1 警報・避難指示の伝達、避難住民等の誘導2 市及び宗像地区消防本部が行う国民保護対策への協力3 消防活動、被災者の救助4 救助・救急活動5 避難活動6 行方不明者の捜索

自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自 主 防 災 組 織 (コミュニティ運営協議会) (自 治 会) (隣 組 等)	1 地域内住民への情報の収集伝達、広報広聴活動 2 被災者の救出救護及び避難誘導の協力 3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運営業務等の協力 4 その他応急対策全般

県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制に関する措置の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い

九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州運輸局 福岡運輸支局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (福岡・北九州空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他 の武力攻撃災害への対処
福岡管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社	1 避難住民の運送及び緊急物資の輸送
西日本鉄道株式会社	2 旅客及び貨物の運送の確保
西日本電信電話株式会社 (福岡支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
NTT コミュニケーションズ株式会社	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱
株式会社 NTT ドコモ九州支社	
KDDI 株式会社	
ソフトバンク株式会社	
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
日本赤十字 (福岡県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本放送協会 (福岡放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
九州電力送配電株式会社	1 電気の安定的な供給
九州電力送配電株式会社	

日本郵便株式会社 九州支社 (福岡中央郵便局)	1 郵便の確保
西部瓦斯株式会社 西日本瓦斯株式会社	1 ガスの安定供給確保
福岡県医師会 福岡県歯科医師会	1 医療の確保

広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像地区事務組合	1 所掌事務についての国民保護対策

公共的団体・その他団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像医師会	1 医療救護及び助産活動 2 遺体の検案 3 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
宗像市社会福祉協議会	1 被災時のボランティアの受け入れ 2 要配慮者への救助及び生活支援活動の協力
宗像漁業協同組合	1 被災組合員に対する融資又はその斡旋 2 水産施設の管理及び応急復旧の協力 3 共同利用施設の被災応急対策及び復旧 4 救助活動への協力 5 漁船での救出指示、誘導 6 水産施設及び水産資源の被災状況調査への協力
日本赤十字九州国際看護大学	1 被災者の看護・救護の協力
宗像歯科医師会	1 歯科医療活動 2 遺体の検案の協力 3 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
宗像薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 2 医薬品の調達、供給 3 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 被災時における負傷者の医療、助産、救助
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施

	2 被災時における入所者の保護
宗像農業協同組合	1 市が行う被災状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の被災応急対策の指導 3 被災農家に対する融資及び斡旋 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
宗像市商工会	1 市が行う被災状況調査及び応急対策の協力 2 被災時における物価安定の協力 3 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋

第4節 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置、面積、地勢

市は、福岡県北部の福岡市・北九州市の両政令都市のほぼ中間に位置し、離島を除くと東西14.8km、南北15.4kmにわたっており、面積は119.94km²（市域）で、福津市、遠賀郡、宮若市及び鞍手郡に隣接している。（令和元年10月1日現在）

離島は、市の北西約7kmの沖合いに位置する筑前海域最大の島である大島（7.21km²）、その大島からさらに北西約49km沖合の沖ノ島（無人：0.97km²）、鐘崎から約2km沖合の地島（1.62 km²）、神湊から0.40km沖合の勝島（無人：0.21 km²）の4島からなっている。



(2) 地形

三郡山地の北端に位置し、地形は周囲を標高300m前後の山地・丘陵に囲まれ、盆地地形をなし、盆地の北側は玄界灘に開けている。これらの山地を源として高瀬川、朝町川、山田川、横山川、大井川、八並川及び樽見川等の小河川が流れ、盆地のほぼ中央付近で本流の釣川に合流し、北東から北西に向けて流れ、玄界灘に注いでいる。

湖沼は、多礼ダム、吉田ダム、大井貯水池（旧大井ダム）の人造湖が主なもので、他に小さなため池が点在する。

大島、地島、沖ノ島は、丘陵・山岳地帯が多く、海岸線は急崖をなす箇所が多い。

地質は、古生代、変成岩類（泥質片岩、緑色片岩）、中生代、白亜紀の関門層群（下関亜層群、脇野亜層群）、花崗閃緑岩、ひん岩、新生代、第三紀の古第三紀層、新第三紀層、溶結火砕岩、新生代、第四紀の段丘堆積層、崖錐堆積層、砂丘堆積層、沖積層、河床堆積層よりなる。

(3) 気候

本市においては、日本海型気候を示し、直近過去10年間の平均気温は16.2°Cで温暖であり、降水量は平均1,752mm程度で積雪は少ない。

年	気温 (° C)			平均湿度	年計降水量	天気日数 (日)				
	平均	最高	最低			平成30年以降は年計日照時間(h)				
		(平均)	(平均)			晴	曇	雨	雪	霧
平成23年	15.7	19.8	11.6	81.0	1,909	138	185	36	6	—
平成24年	15.5	19.6	11.6	80.5	1,817	133	199	32	2	—
平成25年	16.1	20.3	11.9	78.5	1,800	182	141	40	3	—
平成26年	15.6	19.9	11.5	79.1	1,660	168	162	35	—	—
平成27年	16.1	20.3	12.1	82.8	1,743	168	131	68	—	—
平成28年	16.9	21.1	12.9	85.2	2,152	169	132	61	4	—
平成29年	16.2	20.5	12	80.3	1,352	195	131	39	—	—
平成30年	16.3	20.7	12	—	1,644	2045.2				
令和元年	16.6	21.1	12.3	—	1,456	1960.9				
令和2年	16.5	20.8	12.2	—	1,991	1994.7				

資料：気象庁ホームページ「過去の気象データ 宗像 年ごとの値 主な要素」

(4) 人口分布

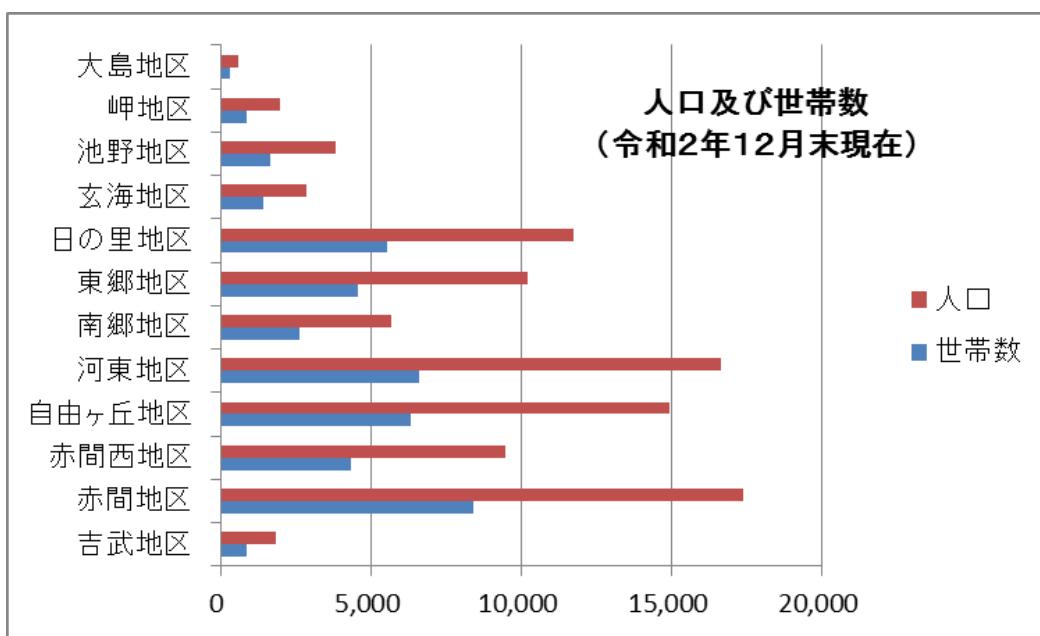
本市の人口は97,197人、世帯数は43,552世帯である。(令和2年12月末日現在)
人口は、増加傾向にあり10万人に達しようとしているが、近年鈍化している。

世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加傾向にある。

65歳以上の老人人口は、全体の29.6%を占め、高齢化社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。

また、人口が集中している上位3自治地区は、赤間地区、河東地区、自由ヶ丘地区となっている。平成27年の国勢調査結果に基づく人口集中地区（人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）によれば、JR東郷駅、JR赤間駅、JR教育大前駅を中心に人口が集中している。

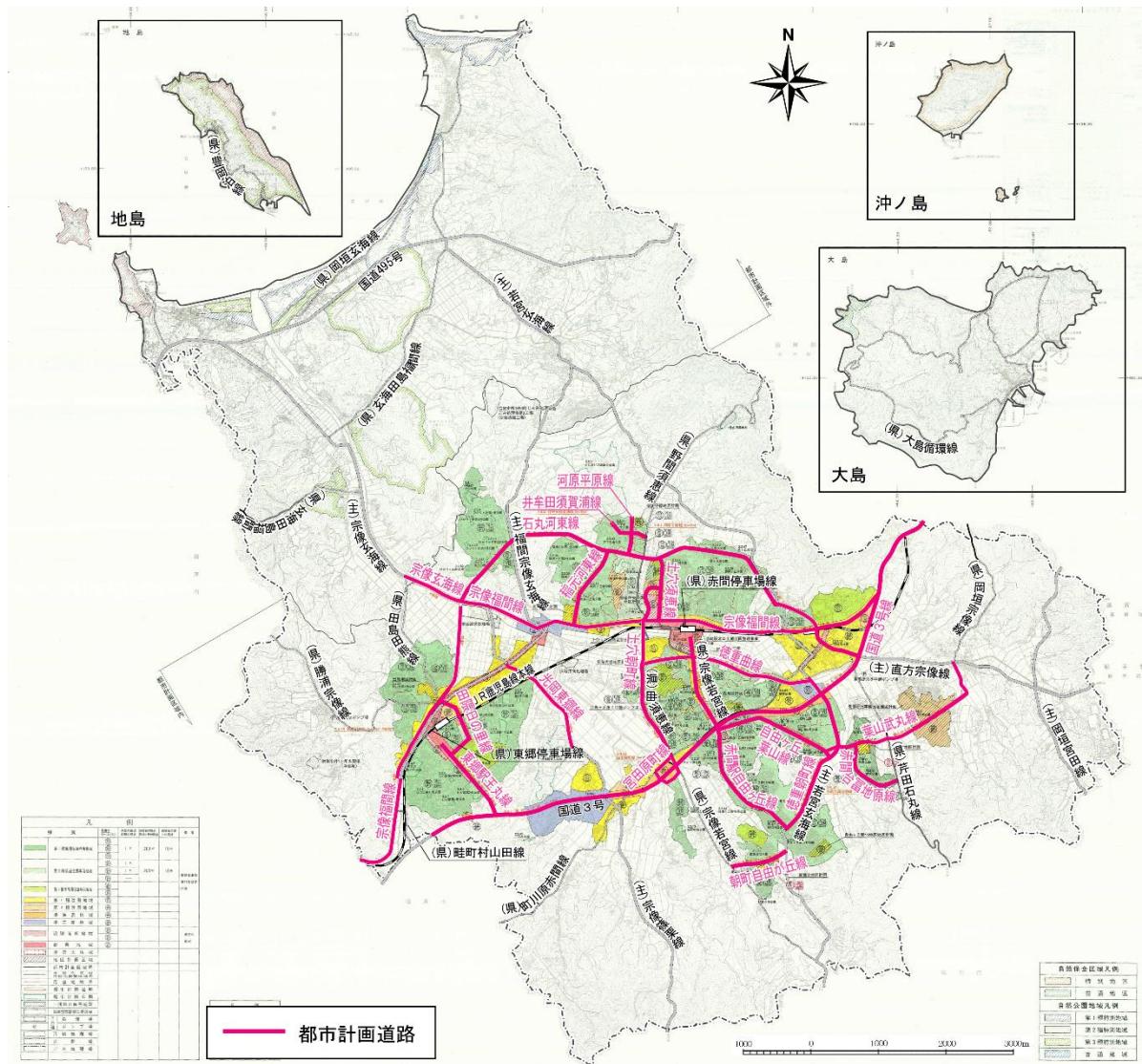
自治区	R2年12月末		0～14歳		15～64歳		65歳以上		令和2年12月末現在	
	世帯数	人口	人口	割合	人口	割合	人口	割合		
吉武地区	877	1,840	212	11.5%	843	45.8%	785	42.7%		
赤間地区	8,411	17,379	2,384	13.7%	10,989	63.2%	4,006	23.1%		
赤間西地区	4,347	9,498	1,202	12.7%	5,322	56.0%	2,974	31.3%		
自由ヶ丘地区	6,352	14,922	2,062	13.8%	8,359	56.0%	4,501	30.2%		
河東地区	6,585	16,667	2,948	17.7%	9,520	57.1%	4,199	25.2%		
南郷地区	2,607	5,671	689	12.1%	3,047	53.7%	1,935	34.1%		
東郷地区	4,587	10,234	1,681	16.4%	5,825	56.9%	2,728	26.7%		
日の里地区	5,537	11,759	1,470	12.5%	6,159	52.4%	4,130	35.1%		
玄海地区	1,426	2,842	217	7.6%	1,337	47.0%	1,288	45.3%		
池野地区	1,640	3,839	493	12.8%	2,200	57.3%	1,146	29.9%		
岬地区	878	1,958	169	8.6%	1,018	52.0%	771	39.4%		
大島地区	305	588	58	9.9%	246	41.8%	284	48.3%		
宗像市合計	43,552	97,197	13,585	14.0%	54,865	56.4%	28,747	29.6%		



(5) 道路の位置等

市域の道路交通網は、国道3号とその北側を走る旧国道3号（現在の主要地方道「福間宗像玄海線」と「宗像玄海線」）及び海岸近くを走る国道495号によって東西方向の骨格が形成されている。一方、南北方向は、主要地方道「宗像篠栗線」から「宗像玄海線」につながる路線と一般県道「宗像若宮線」から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線により連絡されている。各路線の交通量は増加傾向にある。

都市計画道路



(6) 鉄道、港湾の位置等

広域的な大量輸送機関であるJR鹿児島本線が市域を東西に横断し、赤間駅、東郷駅、教育大前駅の3駅があり福岡市、北九州市などと連絡している。2019年度の乗車人員数は赤間駅は8,659人、東郷駅は5,204人、教育大前駅は2,327人であり、赤間駅の乗車人数はJR九州管内で第17位となっている。港湾は、鐘崎、神湊、大島及び地島にあり、2019年11月現在の船数は、5トン未満が292隻、5トン～10トンが104隻、10トン以上が62隻の計458隻となっている。
(2019年港勢調査より)

天然の良好な港湾・漁港施設は、筑前海域における漁業と物流の拠点であり、破壊・使用停止により国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがある。

第5節 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画が対象とする事態を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弹道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針及び県国民保護計画に記述している。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画が対象とする事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
石油貯蔵施設・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊等
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設（メイトム宗像・ユリックス等）・駅（赤間駅、東郷駅、教育大前駅）等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム(※注1)等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

※上記の事態例の特徴等については、基本指針及び県国民保護計画に記述している。

※注1 ダーティボムとは放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと。

第2章 平素からの備えや予防

第1節 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置、所掌業務及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部・局・支所の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部・局等における平素の業務

市の各部・局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部・局等名	平素の業務
各部・局等共通	<ul style="list-style-type: none">・県及び関係する近隣市町村並びに指定公共機関等からの情報収集、連絡調整に関すること・所管する市有施設の管理に関すること・住民の避難誘導に関すること・安否情報の収集に関すること・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の運営に関すること・市国民保護対策本部に関すること・避難実施要領の策定に関すること・物資及び資材の備蓄等に関すること・自衛隊及び関係機関との連絡調整体制に関すること・自主防災組織との連絡調整体制に関すること・国民保護に係る啓発及び訓練に関すること・特殊標章等の交付、許可に関すること・市国民保護対策本部要員の動員・配備体制に関すること・住民の避難誘導に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の総合的収集体制に関すること ・通信の確保に関すること ・支援金品の配分体制に関すること ・日用品その他の物資調達体制に関すること ・食料の供給に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する議会活動に関すること
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部の支援に関すること
経営企画部 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・財政措置に関すること ・市庁舎管理に関すること ・車両の運行体制に関すること ・家屋被災調査体制に関すること
市民協働部 環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設運営の統括に関すること ・避難住民及び救援物資の運送に関すること ・文化財の保護に関すること ・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること ・社会教育施設管理に関すること ・人権に係る市民啓発に関すること ・コミュニティ運営協議会、自治会との連絡調整に関すること ・遺体の埋火葬に関すること ・廃棄物処理に関すること ・環境保全体制に関すること ・下水道施設の把握、対策に関すること ・宗像地区事務組合との連携・調整に関すること
教育部 子ども子育て部	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の確保・配分体制に関すること ・公立学校、幼稚園、保育所への警報等の伝達体制の整備に関すること ・児童、生徒、園児の避難誘導体制に関すること ・施設の衛生の確保体制に関すること ・応急教育体制に関すること ・教育関係施設の把握、対策に関すること ・給食体制に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の状況把握及び支援策の統括に関すること ・医療、医薬品等に関すること
都市整備部 都市再生部	<ul style="list-style-type: none"> ・建設・土木関係団体との連絡調整に関すること ・道路状況の把握、救急輸送道路の確保対策等に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の設置に関すること ・市営住宅入居者の安全確保体制に関すること
産業振興部 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会等との連絡調整に関すること ・農林業団体との連絡調整に関すること ・農地及び農業施設の把握、対策に関すること ・農道・林道の状況の把握、対策に関すること ・漁業組合との連絡調整に関すること ・漁港施設の把握、対策に関すること ・港湾関係機関との連絡調整に関すること ・大島及び地島における警報の伝達、情報収集、被災者の救援・救助及び住民の避難誘導に関すること ・市営渡船利用者等の安全確保体制に関すること
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること

※ 共通業務の指示及び総括、各部・局等間の調整、企画立案等については、国民保護の業務を所管する危機管理担当部長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態状況	体制の判断基準	体制	レベル
事態認定前	・情報収集等、市としての対応が必要な場合	①担当課体制	危機管理課
	・市の全部での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②市緊急事態連絡室体制	I
			II
			III
			IV

事態認定後	・市国民保護対策本部設置の通知がない場合	・市の全部での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制	危機管理課
		・市の全部での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②市緊急事態連絡室体制	I
				II
				III
	・市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③市国民保護対策本部体制	IV	

※：レベルは宗像市地域防災計画第3章風水害応急対策計画の職員の配備基準を準用する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

① 市部局での対応充実

宗像地区消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。

② 宗像地区消防本部との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡）に限定して宗像地区消防本部に事務を委ねる。その際、市においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は市が宗像地区消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、宗像地区消防本部は、連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、各構成団体と宗像地区消防本部との連携を密にし、各市の府内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

③ その他

宗像地区消防本部より住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の遠隔操作機を宗像地区消防本部に設置する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備

するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 職 員	レ ベル
①担当課体制	・危機管理課職員参集	危機管理課
②市緊急事態連絡室体制	・市緊急事態連絡室を構成する職員が参集。なお、事態の状況に応じ、職員の増員等を行う。	I
		II
		III
		IV
③市国民保護対策本部体制	・全ての市職員が本庁又は支所等の勤務場所に参集	IV

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市対策本部長 (市長)	市対策副本部長 (副市長)	本部員 (危機管理担当部長)	本部員 (危機管理課長)

(6) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保

3 消防機関の体制

(1) 宗像地区消防本部における体制

宗像地区消防本部は、市における参集基準等と同様に、宗像地区消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を別途定める。その際、市は、宗像地区消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における宗像地区消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことのかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当班を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。 (法第82条) 応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)
---------------------	---

実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)	
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難経路や運送手段等の救援方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村・消防機関との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、国民保護に関し市町村間の相互応援協定等を締結すること等により、近隣市町村との国民保護措置の整合性の確保を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関の核（Nuclear）・生物兵器（Biological）・化学兵器（Chemical）（以下「N B C」という。）対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 市は、市国民保護計画の作成等において、宗像地区消防本部と十分協議を行うこととする。また、市が作成する市国民保護計画で定められた事項について、宗像地区消防本部の消防計画（市消防計画）等に盛り込まれるよう調整を図ることとする。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう宗像地区消防本部とともに、被災拠点病院、宗像地区急患センター、宗像医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な被災への対応が迅速に行えるよう公財の専門的な知見を有する機関の把握に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう協定等を締結し、国民保護に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における国民保護対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【防災に関する協定一覧】

災害時における避難所施設利用に関する協定

覚書先	指定避難所	所在地	連絡先	覚書締結日
宗像高等学校	宗像高等学校	東郷6-7-1	36-2019	平成25年8月30日
学校法人東海大学	東海大学付属福岡高等学校	田久1-9-2	32-3311	平成28年8月1日

災害時における指定緊急避難場所の提供に関する協定

覚書先	指定緊急避難場所	所在地	連絡先	覚書締結日
学校法人東海大学	東海大学付属福岡高等学校	田久1-9-2	32-3311	平成28年8月1日
社会福祉法人彩幸会	介護付軽費老人ホーム岬	上八762-3	62-7200	平成28年4月1日
社会福祉法人玄洋会	ゆうゆうぶらざ	神湊118-4	62-1167	平成28年12月1日
株式会社サンリブ	サンリブくりえいと宗像	くりえいと1-5-1	38-0130	平成29年1月12日
宗像医師会	宗像地域医療センター	田熊5-5-3	37-1188	平成30年10月1日
株式会社くりえいと	駐車場（コスモスくりえいと宗像店、マックバリュクリエイト宗像店、サンキ宗像店）	くりえいと3-3-1	38-8100	平成30年10月9日

災害時における一時避難場所に関する覚書

覚書先	一時避難場所	所在地	連絡先	覚書締結日
玄海ホテル旅館組合	高嘉旅館	神湊454-3	62-1221	平成20年8月15日
	割烹旅館 松風荘	神湊1250-13	62-0120	平成20年8月15日
	玄海旅館	神湊485-7	62-0001	平成20年8月15日

	魚屋別館	神湊651-1	62-3355	平成 20 年 8 月 15 日
	御宿 はなわらび	江口518	62-0107	平成 20 年 8 月 15 日
ユーアイゴルフクラブ 宗像	ユーアイゴルフクラブ 宗像	牟田尻2020	62-1002	平成 20 年 9 月 19 日
西日本開発株式会社 玄海ゴルフ場	西日本開発株式会社 玄海ゴルフ場	江口578-18	62-2233	平成 20 年 9 月 19 日
民宿しらいし	民宿しらいし	上八848-5	62-1149	平成 20 年 9 月 26 日
※医療法人財団 池友会	池友会ヘリコプター基地(旧玄海町役場)	江口465	62-3011	平成 20 年 2 月 27 日
玄界環境組合	宗像清掃工場	池浦600-1	62-0505	平成 22 年 4 月 15 日
株式会社グローバルアリーナ	株式会社グローバルアリーナ	吉留46-1	33-8400	平成 27 年 6 月 15 日
宗像地区事務組合	多礼浄水場管理本館	多禮298	62-0031	平成 27 年 9 月 11 日
株式会社アメイズ	ホテル AZ 宗像店	王丸503-1	38-3301	令和 2 年 6 月 17 日
ロイヤルホテル宗像	ロイヤルホテル宗像	田野1303	62-4111	令和 2 年 6 月 22 日
株式会社 SHA ロード サイドインチサンイン宗像	チサンイン宗像	光岡992-1	36-8211	令和 2 年 6 月 30 日

※医療法人財団 池友会とは、江口自治会長が「救急医療専用ヘリコプターの格納庫及び離着陸基地の設置並びに運用に関する覚書」を締結している。この覚書の中で、緊急避難場所についての記述が盛り込まれている。

災害時における物資の供給に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
株式会社サンリブ	北九州市小倉北区金田 1-3-33	093-591-3711	平成 21 年 4 月 1 日
ホームプラザナフコ南宗像店	光岡 105-1	36-8601	平成 21 年 4 月 1 日
株式会社イズミ	広島市南区京橋町 2-22	082-264-3211	平成 21 年 4 月 1 日
株式会社アースダンボール	池田 1685	62-3192	平成 24 年 11 月 28 日
日之出紙器工業株式会社	日置市伊集院町麦生田 2158	093-521-4983	平成 24 年 12 月 21 日
宗像農業協同組合、福津市	東郷 4 丁目 3 番 1 号	36-4110	平成 27 年 1 月 19 日
N P O 法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	025-371-4185	平成 27 年 7 月 1 日
マックスバリュ九州株式会社	福岡市博多区博多駅東 3 丁目 13-21	092-433-1228	平成 27 年 7 月 1 日
大塚製薬株式会社 福岡支店	福岡市博多区奈良屋町 13 番地 13 号	092-262-6507	平成 29 年 8 月 1 日
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号	093-521-5155	平成 29 年 11 月 1 日
株式会社西鉄ストア	筑紫野市針摺中央 2-16-14	092-408-4701	平成 31 年 4 月 1 日
株式会社新生堂薬局	福岡市南区中尾 3-12-17	092-541-0288	令和 2 年 2 月 5 日

災害時における燃料供給に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
吉井商事株式会社	深田 60-1	62-0004	平成 23 年 6 月 27 日
有限会社林石油	徳重 548	32-0680	平成 23 年 6 月 27 日
ハタエ石油株式会社	東郷 4-5-17 (宗像営業所)	37-1666	平成 23 年 9 月 1 日
福岡県福岡地区 LP ガス協会 宗像支部	池田 1893 番地	62-1766	平成 26 年 9 月 19 日

災害時における応急活動に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
宗像建築組合	東郷 5-5-1	36-2412	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社北崎産業	日の里 2-11-8	36-2439	平成 22 年 4 月 1 日
日本國土建設業協同組合	大井 319-3	34-8787	平成 22 年 4 月 1 日
宗像建設協会	東郷 2 - 1 - 28	36-1769	平成 23 年 3 月 30 日
株式会社後藤総業	大井 319-3	34-8500	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社村山商会	王丸 465	36-7070	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社宗像建設	自由ヶ丘 7-10-7	33-6609	平成 22 年 4 月 1 日
福岡県土木組合連会宗像支部	富地原 2055-1	33-2678	平成 22 年 4 月 1 日
緑化協会	原町 244-1 内	37-1541	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社カネコ	田熊 4-11-20-505 号	36-1700	平成 25 年 6 月 14 日
(株)相互建設	曲 1232-8	37-2233	平成 22 年 4 月 1 日
有限会社大島組	東郷 5-6-12	36-4843	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社瀧口土木	宮田 2-18-2	36-4131	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社木村組	東郷 6-8-13	36-4836	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社真鍋組	和歌美台 1-1	36-2251	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社カイダ	須恵 3-8-23	35-2770	平成 23 年 12 月 20 日
株式会社大島産業	富地原 1791-1	36-1558	平成 22 年 4 月 1 日
有限会社徳本組	須恵 3-8-23	32-9455	平成 22 年 4 月 1 日
宗像地区建設業協会	曲 1595-2	35-6611	平成 22 年 4 月 1 日
(株)黒瀬組福岡支店	鐘崎 778-2	62-1673	平成 23 年 4 月 1 日
宗像管工事協同組合	東郷 1083-3	34-0435	平成 22 年 4 月 1 日
金丸建設株式会社	村山田字高江 739-7	36-1503	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社深田組	田島 622	62-0354	平成 22 年 4 月 1 日
新銳工業株式会社	田熊 1-5-27	72-5568	平成 22 年 6 月 3 日
日本道路株式会社宗像出張所	武丸 2130-6	32-2096	平成 22 年 7 月 8 日
有限会社田中運輸建設	東郷 3-3-6	36-2460	平成 23 年 11 月 28 日
有限会社ティ・ユー・ディ	東郷 3-3-6	36-2977	平成 23 年 12 月 8 日
株式会社ノバック	王丸 724-4	36-3467	平成 24 年 6 月 21 日
有限会社東興工業	大井 60-12	37-0656	平成 24 年 6 月 21 日

株式会社中野組	平等寺 765-2	32-3550	平成 25 年 4 月 18 日
株式会社金石組	東郷 351-3	36-3394	平成 27 年 5 月 27 日
有限会社深町組	王丸 445-1	36-3284	平成 27 年 7 月 27 日
共立建設株式会社	日の里 8 丁目 21 番地の 1	36-5198	平成 27 年 8 月 17 日
金本建設株式会社	東郷 3 丁目 4 番 3 号	36-2558	平成 27 年 8 月 19 日
公益社団法人福岡県建築士会	福岡市博多区博多駅東 3-14-18 福岡建設会館ビル	092-441-1867	平成 31 年 4 月 1 日
株式会社 KAIKA	古賀市青柳 2615-1	092-942-0809	令和元年 9 月 3 日
一般社団法人西日本冷凍空調工業会	福岡市博多区博多駅東 1-11-15	092-471-1530	令和元年 9 月 10 日
太陽建機レンタル株式会社北九州西支店	遠賀郡水巻町牟田 1-2	093-203-1600	令和元年 9 月 18 日
株式会社ニシケン	大野城市御笠川 3-4-8	092-504-6366	令和元年 10 月 15 日
九州電力送配電株式会社福間配電事業所	福津市中央 6-14-1	0120-986-203	令和元年 12 月 12 日
ユニバーサルワークス協同組合	田野 1945-1	0940-72-6188	令和 2 年 6 月 19 日

災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
(有)神郡清掃サービス	徳重 2 丁目 1 番 22 号	33-7111	平成 27 年 7 月 1 日
三孝産業(有)	須恵 3 丁目 26 番 1 号	33-3847	平成 27 年 7 月 1 日
玄海クリーン(有)	江口 978 番地 52	62-2233	平成 27 年 7 月 1 日

災害時における輸送業務に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
新星交通有限会社	東郷 1 丁目 5 番 2 号	36-2138	平成 27 年 7 月 6 日
宗像グリーンタクシー有限公司	河東 1061 番	33-3181	平成 27 年 7 月 6 日
宗像西鉄タクシー株式会社	陵巖寺 4-7-1	32-4514	平成 27 年 7 月 6 日
みなとタクシー株式会社	赤間駅前 2 丁目 3 番 14 号	33-1331	平成 27 年 7 月 6 日
海上タクシー宝栄丸	大島 922-B-2	090-9566-3557	平成 29 年 4 月 1 日
佐川急便株式会社 九州支店	福岡市東区箱崎ふ頭 4-12-5	092-34-2250	平成 30 年 6 月 12 日

特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
西日本電信電話株式会社福岡支店	福岡市博多区博多駅東 3-2-28	092-476-6122	平成 28 年 2 月 2 日

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
宗像市社会福祉協議会	宗像市久原180番地	37-1300	平成28年7月1日

大規模災害時における物資集配拠点施設に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
宗像農業協同組合	東郷4丁目3番1号	36-4110	平成30年4月1日

医療的福祉避難所に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
蜂須賀病院	宗像市野坂2650	36-3636	平成31年4月16日
宗像水光会総合病院	福津市日蒔野5丁目7番の1	34-3111	平成31年4月16日
宗像医師会病院	宗像市田熊5丁目5番3号	37-1188	平成31年4月16日

その他の協定

協定名	協定先	協定締結日 (最近の改正年月日)
宗像市と鞍手町との消防相互応援協定	鞍手町	昭和52年10月1日 (平成19年4月1日)
宗像市と宮若市との消防相互応援協定	宮若市	昭和52年10月1日 (平成19年4月1日)
宗像市と岡垣町との消防相互応援協定	岡垣町	平成19年4月1日
遠賀・中間地域広域行政事務組合、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、宗像地区事務組合常備消防相互応援協定	遠賀・中間広域消防、宗像地区消防、直方・鞍手広域消防	昭和54年6月1日 (平成19年7月10日)
福岡県都市圏市町消防相互応援協定	福岡都市圏9市8町5消防組合	昭和55年3月1日 (平成27年12月15日)
福岡県消防相互応援協定及び覚書	県内60市町村及び13消防組合	令和2年3月11日
災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定	県内の市町村	平成17年4月2日
災害時における宗像市、宗像市内郵便局の相互協力に関する覚書	宗像市内郵便局	平成17年6月1日
宗像地区事務組合施設の緊急時における関係市の応援に関する協定	福津市、宗像地区事務組合	平成22年4月1日
宗像市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成23年6月28日
災害時の医療救護活動に関する協定	財団法人宗像医師会	平成24年6月1日
災害に関する対策のための放送要請に関する協定	株式会社ジェイコム九州	平成24年8月21日

宗像市と小金井市の災害時相互支援に関する協定書	小金井市	平成 24 年 11 月 1 日
災害時における支援協力に関する協定	日本赤十字九州国際看護大学	平成 25 年 7 月 8 日 (平成 28 年 7 月 7 日)
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 26 年 8 月 21 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 26 年 8 月 21 日
災害発生時における宗像市と宗像市内郵便局の協力に関する協定	宗像郵便局長	平成 27 年 5 月 25 日
宗像市と松本市の災害時相互支援に関する協定書	松本市	平成 29 年 1 月 13 日
大規模災害時における協力に関する協定	株式会社グローバルアリーナ	平成 30 年 4 月 1 日
「道の駅」むなかたの防災利用に関する覚書	福岡県北九州県土整備事務所	平成 30 年 8 月 8 日
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	平成 30 年 12 月 12 日
災害時における入浴支援等に関する協定	ロイヤルホテル宗像	平成 31 年 4 月 1 日
災害時における住家の被害認定に関する協定	福岡県建築士会	平成 31 年 4 月 1 日
防災パートナーシップに関する協定	株式会社エフエム福岡	令和元年 7 月 8 日
災害時における施設等の利用に関する協定	ロイヤルホテル宗像	令和 2 年 6 月 22 日

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会のリーダー等に対する研修などを通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外の関係団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会

等の関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会や福岡県非常通信連絡会（福岡県総務部防災危機管理局内）との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等発生時に必要となる情報を緊急情報ネットワークシステム（E m – N e t）、全国瞬時警報システム（J – A L E R T）等により早期収集を行い、市防災行政無線による情報の提供を図るとともに、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、国民保護における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。特に電子メールなどを活用した迅速な情報提供の体制の構築を図る。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none">非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。武力攻撃災害による被災を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。電子メールなど、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。被災現場の状況を、県対策本部等に画像により伝送するシステムの構築に努める。
運用面	<ul style="list-style-type: none">夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。武力攻撃災害による被災を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避

難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、電子メールなど迅速な伝達体制の構築を図る。高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及びコミュニティ運営協議会、自治会等関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、防災における体制を踏まえ、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 県警察及び福岡海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、福岡海上保安部（以下「海上保安部」という。）との協力体制を構築する。

(3) 市は、海上保安部が行う船舶内にある者に対する警報の伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に警報が伝達されるよう体制の整備に努める。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望

- ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民
(上記①～⑦に加えて)
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてその所在及び連絡先等をあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、福岡県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

□ 【国民保護ポータルサイト】

http://www.kokuminhogo.go.jp/

□ 【総務省消防庁ホームページ】

https://www.fdma.go.jp/

□ 【福岡県の国民保護】

http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措

置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

- ④ 市は、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2節 避難、救援に関する平素からの備え

避難、救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

資料	内容
○ 住宅地図	・人口分布、世帯数、昼夜別の人ロデータ
○ 市の区域内の道路網リスト	・避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト
○ 輸送力のリスト	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
○ 避難施設のリスト	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト	・備蓄物資の所在地、数量、市の区域内の主要な民間事業者のリスト
○ 生活関連等施設等のリスト	・避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの
○ 関係機関の連絡先一覧、協定	・国、県、民間事業者等のデータ
○ コミュニティ運営協議会、自治会等の連絡先等一覧	・代表者及び事務局等の連絡先等
○ 宗像地区消防本部及び署所のリスト	・宗像地区消防本部及び署所の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 ・宗像地区消防本部及び署所の装備資機材のリスト
○ 避難行動要支援者名簿	・避難行動要支援者の名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、総務部、健康福祉部を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

- ① 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が

作成するマニュアルを参考に、高齢者、障がい者、乳幼児などの特に支援が必要な避難行動要支援者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

- ② 市は、避難実施要領を策定する際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定める。
- ③ 市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ定める。
- ④ 市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から高齢者、障がい者、乳幼児などの避難行動要支援者の所在把握を行う。また、避難行動要支援者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送

施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ①保有車輌等（鉄道、定期・路線バス、船舶、等）の数、種別、定員
 - ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 等
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
 - ② 鉄道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
 - ③ 港湾 （港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島における避難

市は、離島の住民の避難について、公営渡船の利用を中心とした全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。この場合において、市は、県及び海上保安部、指定地方公共機関等との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握する。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾、臨時ヘリポート等までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3節 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特に配慮を行う必要があるため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知について以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係部局
27条	1号	発電所、変電所	経済産業省(資源エネルギー 一庁)	—
	2号	ガス工作物	経済産業省(資源エネルギー 一庁)	商工部工業保安課
	3号	取水施設、貯水施設、 浄水施設、配水池	厚生労働省	国土整備部水資源対策 課水道整備室
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画・地域振興部交通 政策課
	5号	電気通信事業用交換 設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	国土整備部港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画・地域振興部空港 対策局空港事業課
	9号	ダム	国土交通省	国土整備部河川管理課

			経済産業省	農林水産部農村森林整備課 企業局管理課
28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部防災危機管理局 消防防災指導課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健医療介護部薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課
	4号	高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局 防災企画課
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局 防災企画課
	8号	毒劇薬（医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	保健医療介護部保健医療介護総務課
	11号	毒性物質	経済産業省	保健医療介護部保健医療介護総務課

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

3 武力攻撃原子力災害等に備えた体制整備

市は、武力攻撃原子力災害への対処に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

（1）モニタリング実施体制の整備

防災における原子力災害対策の体制をもとに、武力攻撃原子力災害の発生時等において、円滑にモニタリングの実施又は支援を行うことの整

備に努める。

(2) 関係機関との連携体制の整備

市は、汚染物資等に関する情報について消防、医療等の関係機関で共有するための体制整備に努めると共に、N B C 攻撃への対処措置等について、県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携体制に努める。

第4節 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市及び宗像地区事務組合は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による災害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともにバックアップ体制を整備するよう努める。

第5節 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を国民保護に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、宗像地区消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被災が発生した場合には、当初、その被災の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被災への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被災の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

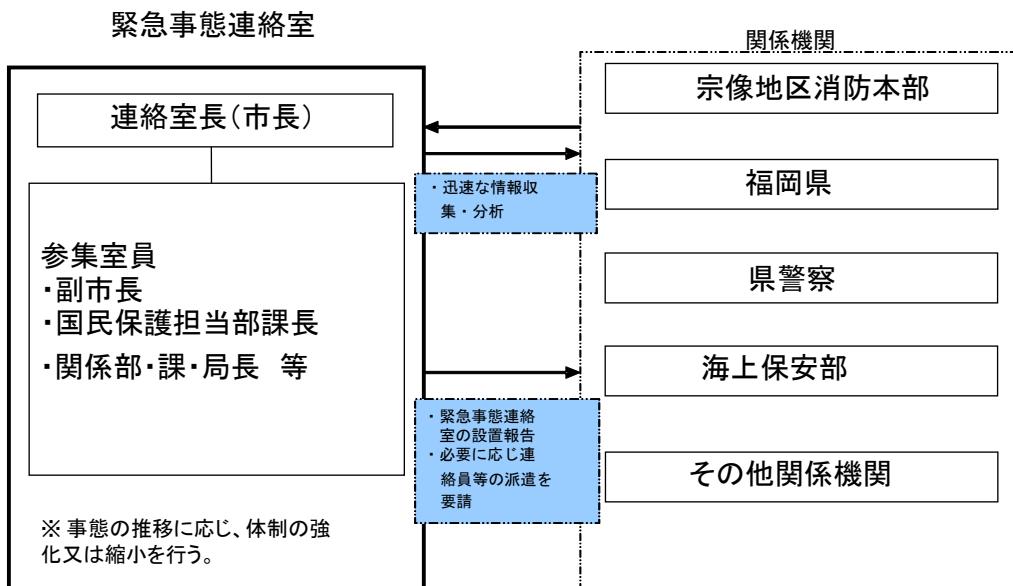
1 事態認定前における市緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 市緊急事態連絡室の設置

- ① 市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、市緊急事態連絡室（以下「緊急事態連絡室」という。）を設置する。緊急事態連絡室は、事案発生時の対処に不可欠な人数の要員により構成する。
- ② 緊急事態連絡室は、宗像地区消防本部及びその他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における宗像地区消防本部との通信を確保する。

【緊急事態連絡室の構成等】



(2) 緊急事態連絡室における初動措置

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の宗像地区消防本部による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市は、国、県等から入手した情報を宗像地区消防本部等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

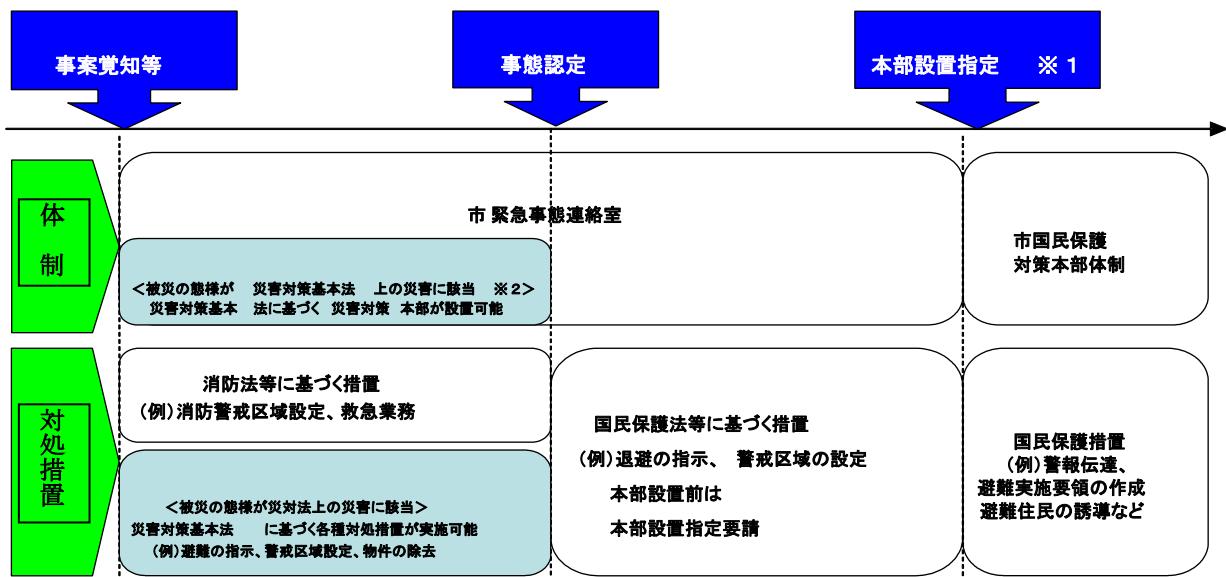
(3) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した被災への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部（以下、「市対策本部」という。）を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

なお政府による事態認定の前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法 上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう体制を構築する。

第2節 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話、参集システム等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎の会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、国民保護に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない

場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位：宗像ユリックス、第2順位：メイトム）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。

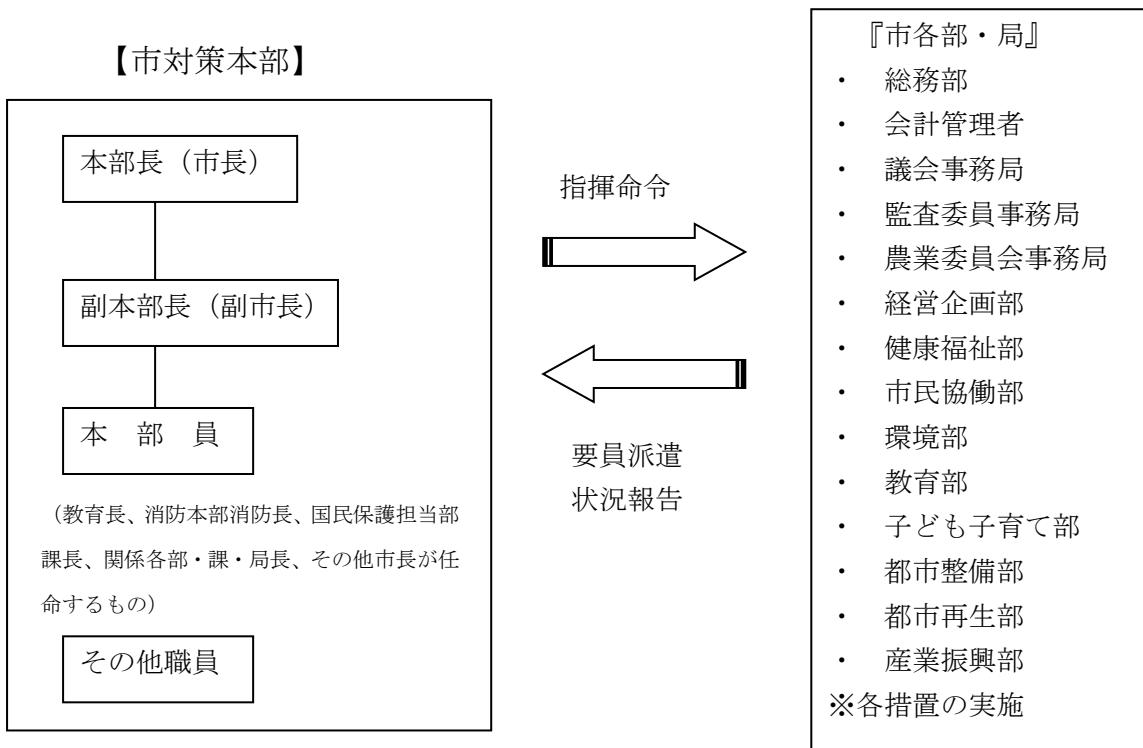
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。



- ※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部・局等において措置を実施する（市対策本部には、各部・局等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）
- ※ 本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部会議を招集する。
- ※ 本部長は、必要があると認めるときは、県、県警察、自衛隊その他関係機関の職員に対し、市対策本部会議への出席を要請する。

【市対策本部設置時における市対策本部及び市の業務等】

部局名	武力攻撃事態等における業務
市対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置及び閉鎖に関すること ・市対策本部会議に関すること ・職員及び消防団員の動員に関すること ・市の実施業務及び実施体制の調整に関すること ・国民保護法に基づく諸対策に関すること ・関係機関との情報収集・提供に関すること ・自衛隊の派遣要請に関すること ・警報、緊急通報の伝達に関すること ・市民への情報提供・注意喚起に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・避難指示の伝達に関すること ・避難所の開設及び連絡調整に関すること ・安否情報の収集、提供に関すること ・救援措置の実施、調整に関すること ・被災情報の収集、報告に関すること ・職員の派遣又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱いに関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・他市町村への応援要請に関すること ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請に関すること ・退避の指示・警戒区域の設定に関すること
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること ・住民の避難誘導に関すること
総務部 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること ・緊急輸送の調整に関すること ・災害応急復旧用諸物資等の供給に関すること ・義援金の受付、管理、配分に関すること ・対策本部との連絡調整、支援に関すること ・議員との連絡調整に関すること ・緊急消防援助隊の派遣要請・受入れに関すること
経営企画部 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産等の被災状況調査及び応急復旧に関すること ・府内の非常用電気及び電話に関すること ・必要車両等の確保及び緊急通行車両の運行に関すること ・災害応急復旧費及び市対策本部等の予算措置並びに出納に関すること ・災害情報の収集、連絡及び広報に関すること

健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・救援の実施に関すること ・災害地及び避難所に必要な食料、物資の調査・調達確保・輸送・配分に関すること ・応急用被服、寝具その他生活必需品の確保及び斡旋に関すること ・応急復旧を実施するための医療関係者に対する要請に関すること ・福祉施設等の被災状況調査及び応急復旧に関すること ・要配慮者の避難誘導に関すること
市民協働部 環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、し尿、廃棄物等処理に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること ・市民からの被災状況の収集、連絡及び広報に関すること ・住民への避難の指示の伝達、広報に関すること ・清掃作業に関すること ・災害時における食品衛生に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・ボランティア活動の受入れ体制に関すること ・社会教育施設等の被災状況調査及び応急措置に関すること ・コミュニティ運営協議会、自治会での避難所の開設（自主避難）、連絡調整に関すること ・下水道施設の被災状況調査及び応急復旧に関すること ・宗像地区事務組合との連携・調整に関すること
教育部 子ども子育て部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設等の被災状況の把握に関すること ・関係施設での避難の受入れに関すること ・児童、生徒、園児の避難及び安全確保に関すること ・災害後の環境保健衛生に関すること ・史跡、文化財等の被災状況調査及び応急措置に関すること
都市整備部 都市再生部	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路、橋梁、公園等の被災状況調査及び応急復旧に関すること ・応急復旧を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関すること ・建設・土木関係団体との連絡調整に関すること ・道路状況の把握、救急輸送道路の確保対策等に関すること ・障害物の除去に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・市営住宅入居者の安全確保体制に関すること

産業振興部 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農林作物、施設等の被災状況調査及び応急復旧に関すること ・林野火災の防災対策に関すること ・商工会、旅館組合等への被災状況調査及び連絡調整に関すること ・農林業団体との連絡調整に関すること ・漁業組合への被災状況調査及び連絡調整に関すること ・漁港施設の被災状況調査及び応急復旧に関すること ・港湾関係機関との連絡調整に関すること ・大島及び地島における警報の伝達、情報収集、被災者の救援・救助及び住民の誘導・警戒に関すること ・市営渡船利用者等の安全確保体制に関すること ・市営渡船による被災者の避難誘導に関すること
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の巡回に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

住民等に迅速に情報を提供できる体制を確保するため、広報誌、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか、様々な広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオに広報の要請を行う。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県及びその他関係する報道機関と連携した広報体制を構築すること。

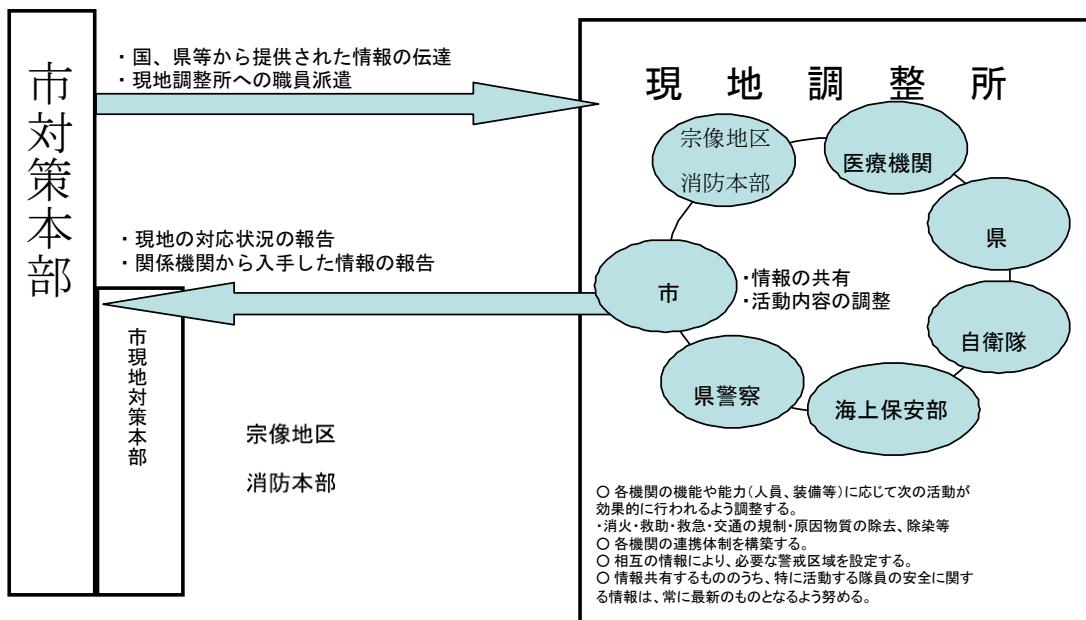
(5) 市現地対策本部の設置

被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるとときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被災の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、宗像地区消防本部、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）次のとおり関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各自の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、宗像地区消防本部による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を

行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市対策本部長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話（衛星携帯電話を含む）、防災行政無線若しくは緊急情報伝達システム等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3節 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又

は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて福岡地方協力本部長又は市の協議会委員たる陸上自衛隊第40普通科連隊第2中隊長を通じて、陸上自衛隊西部方面総監、海上自衛隊佐世保地方総監、航空自衛隊西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この

場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による情報伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

- (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4節 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

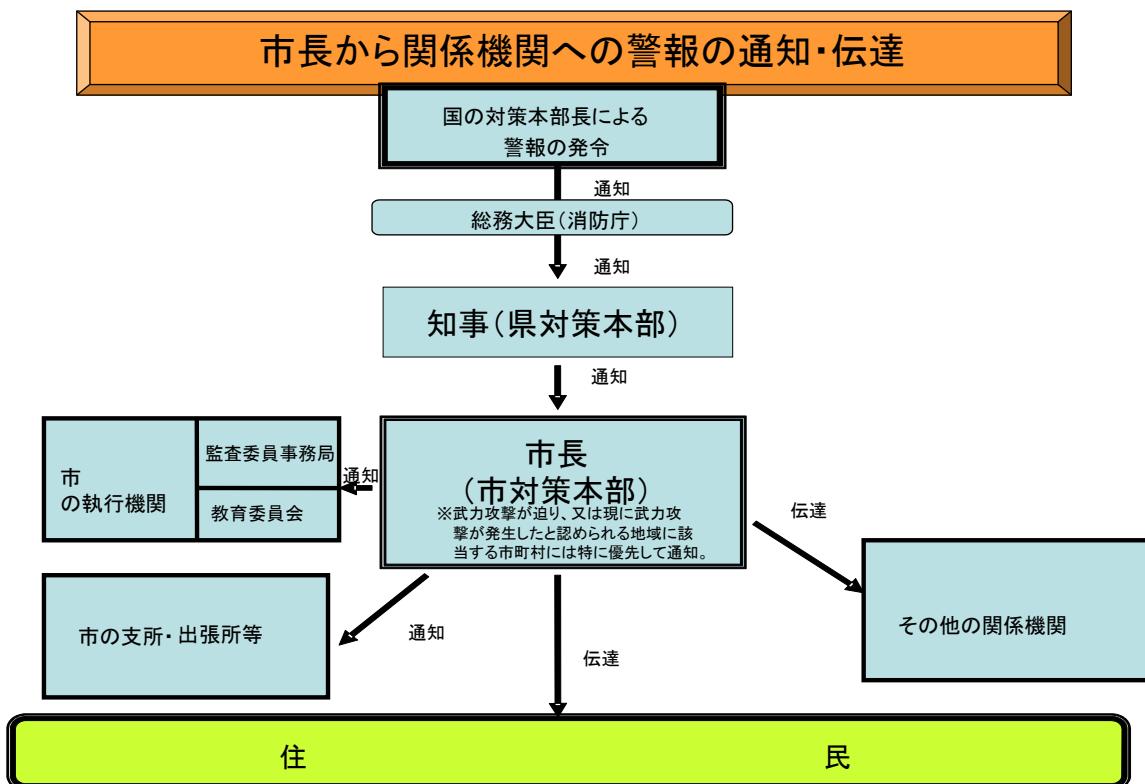
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、教育委員会、コミュニティ運営協議会、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、公共機関、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市の防災ホームページ（<http://www.munakata.bousai.jp/>）に警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達についても検討する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線（同報系）あるいはMCAシステムを活用した「ふくおかコミュニティ無線（同報系）又はそれと同様のシステムを利用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

ただし、本市においては、一部の地域を除き防災行政無線（同報系）

等を現在整備していないため、ホームページへの掲載、電子メール・FAXの利用、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達及び自治会等による連絡網の活用など、事前に定めた方法により周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載、電子メール・FAXの利用をはじめとする手段により周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市は、宗像地区消防本部と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、宗像地区消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、国民保護の業務を所管する部署と健康福祉部との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 市は、船舶内に在る者に対する警報の伝達について、海上保安部が行う伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に伝達されるよう努める。

(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(6) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項

① 市街地における警報の伝達

市は、防災における情報の伝達方法等を踏まえ、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用など、あらゆる手段を利用して、警報の伝達が確実に行われるよう努める。

② 離島、過疎地域における警報の伝達

市は、緊急情報伝達システム等の使用、消防団などによる伝達、自治会等による連絡網の活用等により警報の伝達が確実に行われるよう努める。

③ 大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

大規模集客施設等の施設管理者に対し、県及び市は役割分担に沿って多様な媒体により警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、館内放送を利用するなどにより、速やかに施設内における利用者への伝達に努める。

④ 高齢者、障がい者、児童等に対する警報の伝達

市は、防災における体制等を活用し高齢者等の要配慮者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてFAX、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用に努める。

また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努める。

3 緊急通報の伝達及び通知

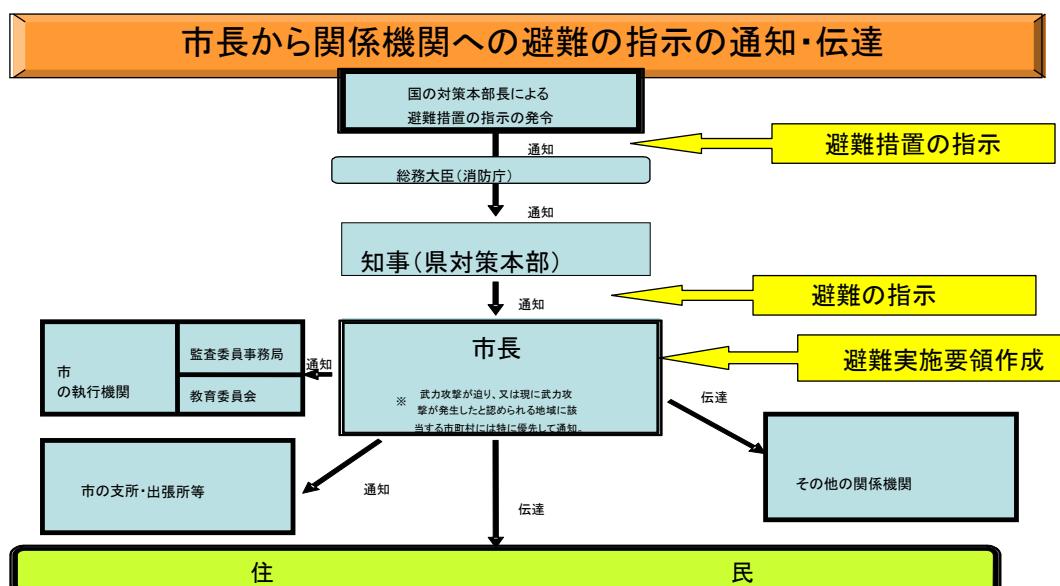
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととする。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



2 避難の方法の基本的考え方

(1) 屋内への避難（退避）

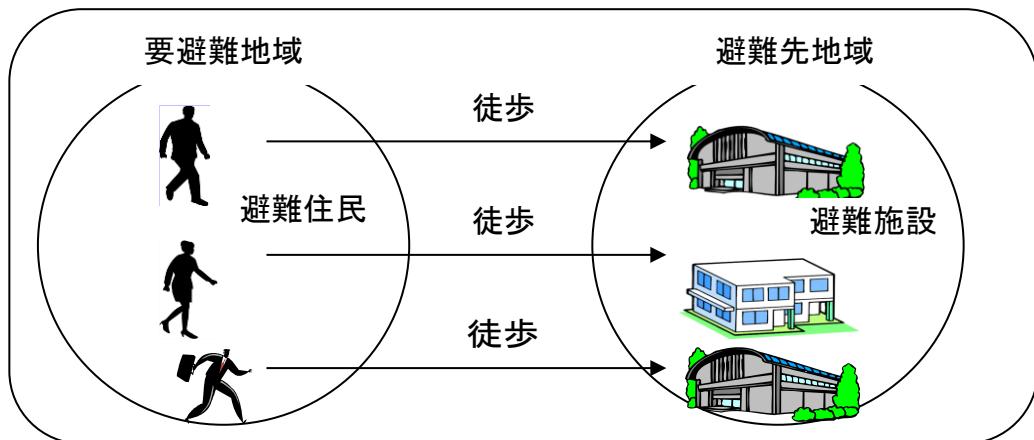
弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃などにおいては、屋内への一時避難（退避）が考えられる。（第1章第5節参照）
これは、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下街等の地下

施設などに移動するものであり、その後、事態の推移、被災の状況により他の安全な地域に避難する。

(2) 市内での避難

市内での避難については、避難施設まで原則として徒歩等により移動する。

宗像市



(3) 市外への避難

市外への避難については、避難時の渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であり、基本的に次の方法により避難を行う。

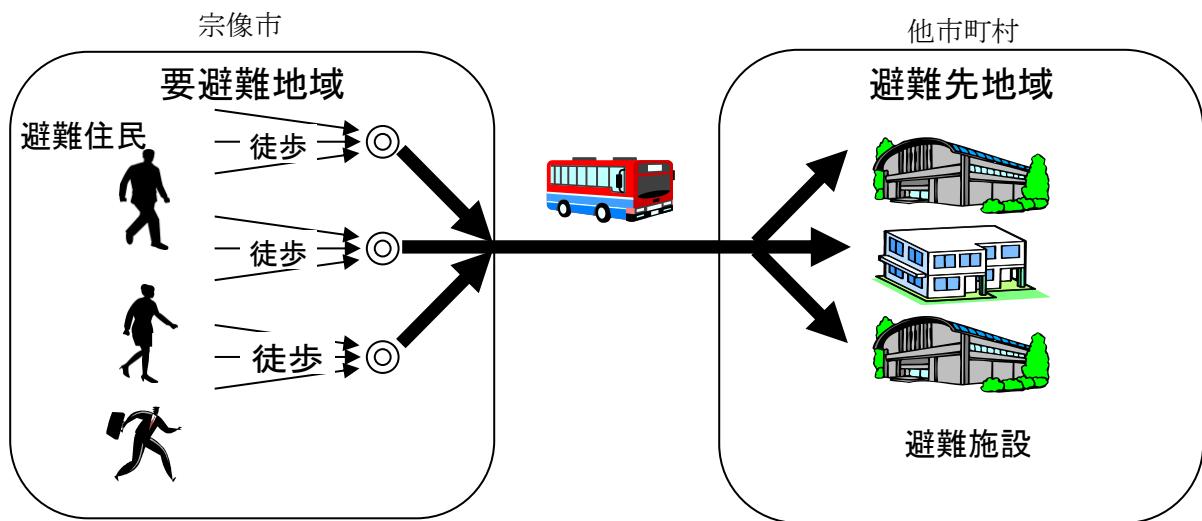
この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において避難者の確認を行う。

① 要避難地域において、避難者は、あらかじめ市により指定された集合場所に移動する。

- ・市内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。
- ・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定する。

② 要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。

- ・原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市が保有するバス、電車等により移動する。
- ・バスによる移動で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。
- ・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。



- ※ 県の区域を越える住民の避難の場合には、他の都道府県との調整を要する。
- (4) 避難行動要支援者の避難

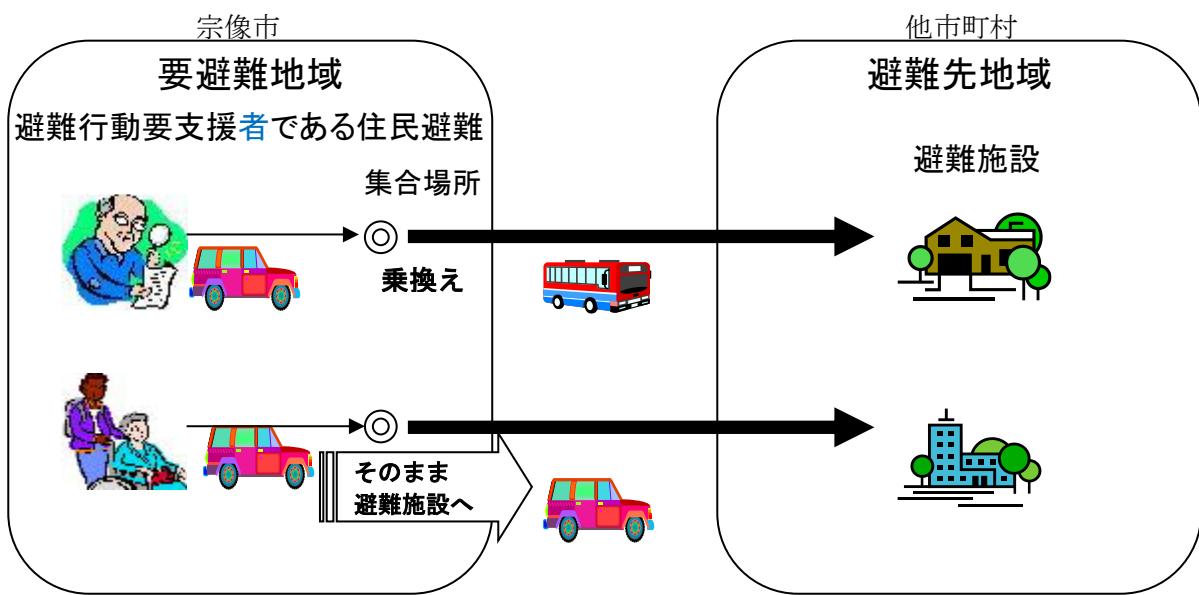
避難行動要支援者の避難について、まず、家族や市職員、消防職員、消防団員、福祉関係者、自主防災組織、近隣の住民などの避難支援者は、避難行動要支援者を要避難地域の集合場所に自家用車等により移動させる。

次に、集合場所において市が事前に把握している避難行動要支援者の状況に応じて、以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。

- ・バス等に乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。
- ・そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において行う避難行動要支援者の避難の確認に特に留意する必要がある。

その他、内閣府が作成する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を参考」に行うこととする。



※ 地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合がある。

3 市街地における住民の避難等

(1) 市街地における住民の避難

- ① 市街地の住民の避難に際して、国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、混乱発生の防止のため、まず直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行う。
- ② 知事は、この国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応する。
- ③ 知事は、バス等の輸送力を最大限に確保することが必要となるため、速やかに県内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との調整を行い必要に応じて運送の実施を求める。また、確保した輸送力の不足が見込まれる際は、速やかに国、他の県等に対して要請等を行う。

④ 市長は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、自治会、学校、施設、事業所単位で集合し、避難行動要支援者等に配慮しつつ、地域等毎に順次誘導を行う。

(2) 離島における住民の避難

① 離島の住民の避難に際しては、公営渡船等市が準備する船舶を利用することとし、市長は、輸送力の不足が見込まれるときは、運送事業者である指定地方公共機関による運送を求める。

なお、市長は、必要があるときは、知事に対し、速やかに海上保安本部に連絡し、避難への協力要請を行うよう求める。

② 市長は速やかに、避難すべき住民の数、確保が見込める輸送量及び避難に要する輸送回数、運送手段の不足の見込み等について知事に報告する。

(3) 過疎地域における住民の避難

過疎地域における住民の避難に際しては、住民の運送手段としてバス等を利用し、知事は、道路等の状況を踏まえ避難経路の確保を行う。

避難に当たって、学校、施設あるいは集落単位で集合することとし、市長は、徒歩による移動が長時間にわたる場合の自家用車等利用など集合方法に関して地域の実情に応じて指示する。

(4) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(5) 高齢者、障がい者等の避難

高齢者等の避難に際しては、それぞれの状況に応じた避難手段の確保に努めるとともに、円滑に避難できるよう配慮を行う。

また、施設入居者等について、それぞれの施設管理者と連携し、できる限りまとまって避難することとし、市長は、その状況について家族等に周知を図る。

4 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、当該案について、各執行機関、宗像地区消防本部、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を作成する。市長は作成した避難実施要領を直ちに知事に報告する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行う。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容にする。

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防吏員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防吏員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の医薬品等の携行品、身軽で動きやすい服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒步による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)

- (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
 - ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
 - ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【市が策定する避難実施要領の例示（参考）】

避難実施要領（例） 福岡県A市長第〇号 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在
<p>A市における住民等は、市が策定する「避難実施要領」に基づいて、市職員、消防団等の避難誘導に従 い、落ち着いて避難してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法</p> <p>(1) A市のA 1 地区の住民等は、B市のB 1 地区にあるB市立B 1 高校体育館を避難施設として、 〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分を目途に避難を開始してください。</p> <p>バス A市A 1 地区の住民等は、集合場所であるA市立A 1 小学校グラウンドに集まってください。その際、できるだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。 集合場所から、〇〇バス会社のバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B 1 高校体育館に移動します。</p> <p>鉄道 A市A 1 地区の住民等は、集合場所である〇〇鉄道△△線A A駅前広場に集まってください。その際、できるだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。 なお、A A駅までの経路は、できるだけ国道〇〇号線又はA A通りを使用してください。 集合場所から、〇〇日〇〇時〇〇分発B市B 1 駅行きの電車及びそれ以降の電車により 移動します。</p> <p>B市B 1 駅到着後は、A市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B 1 高校体育館に移動します。</p> <p>船舶 A市A 1 地区の住民等は、集合場所であるA市A港に集まってください。その際、でき</p>

るだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。

集合場所から、○○日○○時○○分発B市B1港行きの、A市営汽船○○号により移動します。

B市B1港到着後は、A市職員の誘導に従って、バスでB市立B1高校体育館に移動します。

…以下略…

- (2) A市のA2地区の住民等は、B市のB2地区にあるB市立B2中学校を避難施設として、○○月○○日○○時○○分を目途に避難を開始してください。

…以下略…

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
- (3) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、貴重品等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
- (4) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、海上保安官の指示に従って避難してください。
- (5) 留守宅は戸締まりしてください。
- (6) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市の職員、消防職員、消防団員、警察官、海上保安官に通報してください。
- (7) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりです。

A市対策本部避難誘導担当、電話、FAX

3 避難誘導の実施

(1) 職員の役割分担

避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等を配置する。

- ・住民等へ避難実施要領を周知する要員
- ・避難誘導を行う要員
- ・避難経路に配置する要員
- ・残留者を確認する要員
- ・市対策本部要員
- ・避難先地域への先行要員
- ・避難誘導の際の水、食料等支援要員
- ・（避難施設の運営要員）※市町村内での避難の場合

- (2) 高齢者、障がい者その他避難支援が必要な避難行動要支援者に対する避難誘導
誘導に当たっては、避難行動要支援者の「避難行動要支援者名簿」を活用して優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など住民等にも、福祉関係者との連携の下、市職員、消防団等が行う避難誘導の協力を要請する。

4 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員は、防災行政無線等を用いて、各地区の住民等に避難実施要領の内容を伝達する。
その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A1・A2地区の自治会長、当該区域を管轄する消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への伝達を依頼する。
- (3) 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (5) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

5 避難の誘導

- (1) 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求ること。
- (4) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (5) 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

6 残留者の確認

- (1) 市で指定した避難開始時刻から一定時間経過後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）
- (2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

7 市担当部署A市対策本部、避難誘導担当、電話、FAX

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第

3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、宗像地区消防本部消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

市は、消防事務を福津市と共同処理しており、宗像地区消防本部は、消防活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の避難実施要領で定めるところにより、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこととなる。この場合、市長は、宗像地区事務組合の管理者、消防長等に対して必要な措置を講すべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、宗像地区消防本部やその管理者等と十分な調整を行

う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、宗像地区消防本部又は消防署と連携しつつ、コミュニティ運営協議会、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び宗像地区消防本部のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、コミュニティ運営協議会、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障

がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員、社会福祉協議会と十分に協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被災が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

（7） 残留者等への対応

避難の指示に従わずに入居者にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

（8） 避難所等における安全確保等

市は、県警察等と協力し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難所等の定期的な巡回を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるとともに、地域の自主防犯組織等と安全の確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努める。

（9） 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する方針」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

（10） 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

（11） 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送

業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年1月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知参照）

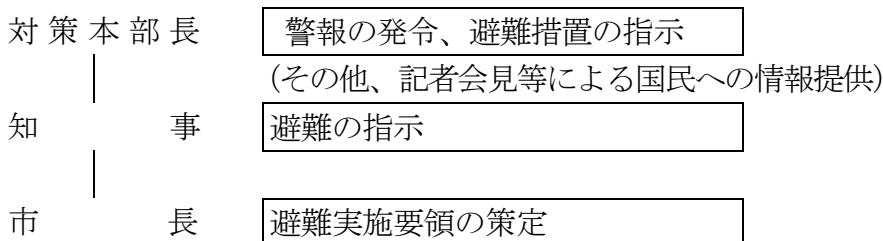
市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 市対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、市対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は

変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、市対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持つてもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被災の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

資料編「避難実施要領のパターン例」

6 病院等の施設の管理者の責務

病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院しその他滞在している施設において、当該施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは、当該避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 被災地等における安全確保等

県警察は、市町村等と連携し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難施設等の定期的な巡回を行い、住民の安全の確保、犯罪の予防等に努めるとともに、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努める。県は、飼育されていた家庭動物等の保護に関し、関係団体やボランティア等の調整を行うとともに、危険動物の飼養者に対し、逸走等の防止及び逸走により発生する危害の防止対策を指導する。

第5節 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき救援の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び措置
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し県内の他の市との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

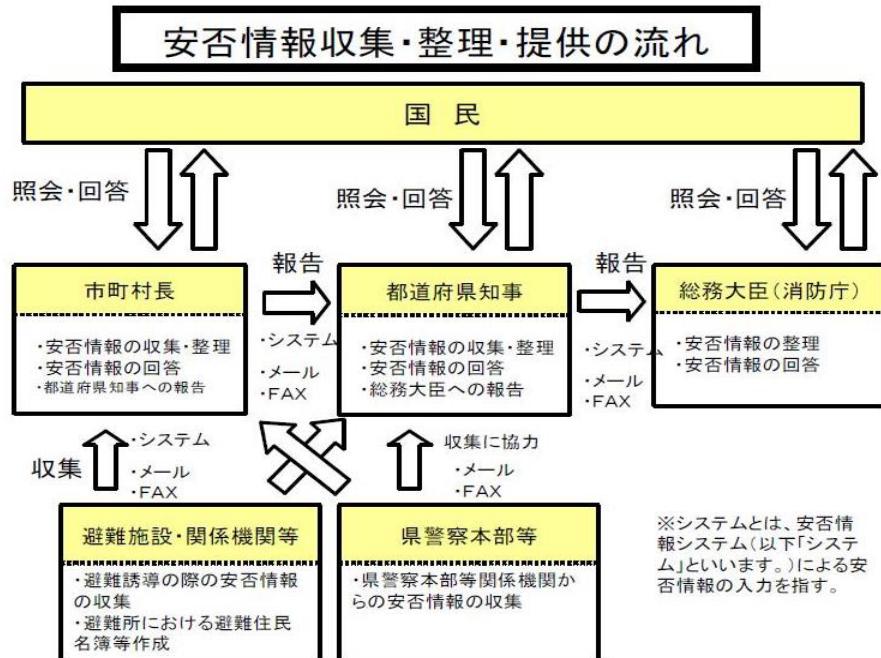
(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6節 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難住民誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。安否情報システムが使用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらのことによる方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認

めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社福岡県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7節 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項について以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるとときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

市長は武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通報する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

【退避の指示（一例）】

- ・「宗像市○○×丁目、宗像市△△○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下など屋内に一時退避すること。
- ・「宗像市○○△丁目、宗像市××○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により

速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は退避の指示をした場合は関係機関に速やかに通知する。

③ 市長は自ら退避の指示をした場合は県知事に連絡する。

(4) 警察官又は海上保安官による退避の指示

警察官は市長による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。また海上保安官も同様の措置ができることとされている。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立ち入りを制限し、

若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 市長は警戒区域の設定をした場合は知事に連絡する。

(4) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

(2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被災情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。この場合、市長は知事に対してその旨を通報する。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被災情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次災害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における被災への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、國の方針に基づき必要な対処が行えるよう、國、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保等

(1) 市の区域に所在する生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

市は、一部事務組合が管理している生活関連等施設についても、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合

は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
 - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
 - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告
市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油貯蔵施設等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油貯蔵施設等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定を準用し、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油貯蔵施設等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずるものとし、また、N B C攻撃による被災への対処については、国の指針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、放射性物質の運搬時に武力攻撃原子力災害が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 地域防災計画等に準じた措置等の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置を実施に当たっては、原則として、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会及び知事に通報する。

③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 市長は、知事から所要の応急対策を講すべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難及び一時移転（福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の誘導を行う。市は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染（福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）の実施について、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。
- ② 市長は、原子力防災管理者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域住民に対し、避難の指示をし、その旨を知事へ通知する。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力防災管理者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、県の指示により行うものとする。

(7) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退城時検査及び簡易除染について、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとする。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康福祉部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖

6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断
----	----	------------------

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8節 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被災の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な災害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9節 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域国民保護計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

また、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その安全の確保に十分配慮しながら、実施に必要な援助について協力を要請する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するなど、当該地域の衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生の防止のため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止のため、県及び食品衛生団体と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域国民保護計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被災状況の把握を行うとともに、供給能力

が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県及び栄養士会等と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）及び宗像市災害廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物処理体制を整備する。

② 市は、廃棄物関連施設などの被災状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10節 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活物資の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（滞納金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び水道用水供給事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被災状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾等の管理者として市は、施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該公共的施設を適切に管理する。

第11節 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

赤十字標章等及び特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この節において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この節において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

イ 信号

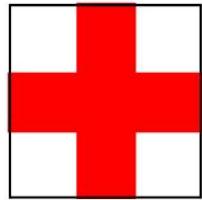
第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



(白地に赤十字)

 身分証明書 <small>IDENTITY CARD</small>	<small>(この証明書を交付するが可能性のあるを記載するための赤色)</small> <small>その他の特徴又は辨識の特徴を記載するための赤色</small> <small>印字用紙</small>	
<small>自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用</small> <small>PERIODIC FOR MEDICAL PERSONNEL</small>		
<small>発給年月日 Date of issue</small> <small>この証明書の防護章は、次の条約において、1949年8月12日のシガーハウス条約及び1949年8月12日のジエーベルト条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する議定(以下「防護章」といふ)によって規定される。</small> <small>The holder of this card is governed by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Armed Conflict (Protocol V) in its entirety.</small>		
<small>交付年月日 Date of issue</small> <small>防護章の番号 No. of card</small> <small>防護章の署名 Signature of issuing authority</small>		
<small>有効期間の満了日 Date of expiry</small>		
<small>防護章の写真 Photo of holder</small>		
<small>印字用紙</small>	<small>防護章の署名 Signature of holder</small>	

(白地に赤十字)

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな形)

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

 身分証明書 <small>IDENTITY CARD</small>	<small>(この証明書を交付するが可能性のあるを記載するための赤色)</small> <small>その他の特徴又は辨識の特徴を記載するための赤色</small> <small>印字用紙</small>	
<small>国民保護措置に係る職務等を行う者用</small> <small>FOR CIVIL DEFENCE PERSONNEL</small>		
<small>発給年月日 Date of issue</small> <small>この証明書の防護章は、次の条約において、1949年8月12日のシガーハウス条約及び1949年8月12日のジエーベルト条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する議定(以下「防護章」といふ)によって規定される。</small> <small>The holder of this card is governed by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Armed Conflict (Protocol V) in its entirety.</small>		
<small>交付年月日 Date of issue</small> <small>防護章の番号 No. of card</small> <small>防護章の署名 Signature of issuing authority</small>		
<small>有効期間の満了日 Date of expiry</small>		
<small>防護章の写真 Photo of holder</small>		
<small>印字用紙</small>	<small>防護章の署名 Signature of holder</small>	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形)

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者（市長）

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による災害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被災状況について緊急点検を実施するとともに、被災の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 情報通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線、電気通信施設等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、その管理する施設及び設備の被災状況並びに復旧措置の状況等を報告の上、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 市及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 県に対する支援要請

市は必要な場合、県に対しライフライン施設の応急の復旧について支援を要請する。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

市対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、漁港施設、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(3) 輸送施設の被害状況の報告

市は、上記において把握した被害の状況について、県に報告する。

第2節 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被災が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、基本的な考え方を以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対して、国民保護法施行令で定める手続等に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5章 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1章第5節2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被災又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。